

14 増築等の場合の適用範囲

【基本的な考え方】

- ・増築等の場合において、当該増築等に係る部分に至る経路が既存部分を経由する場合は、経路を構成する既存部分についても、これまで述べてきた整備基準に基づいて整備する必要があります。
- ・便所や駐車場が既存のもののみの場合は、それらについても同様です。

整備基準

解説

＜バリアフリー法施行令＞

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子利用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- ・公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条、条例第 72 条）

＜条例＞

第71条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第64条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある令第19条第1項第1号に規定する利用居室又は住戸等（以下この条において「利用居室等」という。）までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等までの経路（当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

